奨学金貸付で修学支援

月額5万円(上限)・無利子

経済的な理由で、大学などへの修学が困難な 方の負担を軽減します。



◆対象(全ての項目に該当する学生)

- ①大学、専門職大学、短期大学または専修学校 (専門課程) に在学する方
- ②西脇市に1年以上在住し、住民登録がある方 (修学のために転出している方を含む)
- ③経済的な理由で修学が困難な方
- ④学長などの推薦がある方
- ⑤他の奨学金 (無利子貸付・給付) を受けてい ない方
- ◆必要連帯保証人数 2人
- ◆受付期間

6月1日(火)~30日(水) (7月以降も申請を受け付けますが、その場 合の適用は申請月分からになります)

◆申請書類

- ①貸付申請書
- ②学長等の推薦書
- ③連帯保証人の印鑑証明書
- ④連帯保証人の納税証明書

(令和2年度分の市町村民税の納付状況が分 かる書類/連帯保証人が西脇市に住民登録があ る場合は不要)

◆貸付審査の要件

父母の令和3年度(令和2年1~12月所得) の申告が必要です

◆申請用紙の配布

4月から教育総務課で配布。また、市ホーム ページからもダウンロードできます

◆返還方法

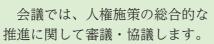
貸付終了後、1年経過後から貸付期間の2倍 の期間内で返還

◆申込み・問合せ 教育総務課(市役所内線532)

2つの会議で委員を募集

皆さんの声を施策に反映します

人権施策推進審議会



◆応募資格

- ①市内在住、在勤または在学する15歳以上の 方(中学生は除く)
- ②本市の他の審議会などの委員でない方
- ③平日開催の2時間程度の会議に出席できる方
- ◆募集人数 若干名
- ◆受付期間 4月1日 (木)~15日 (木)
- ◆申込み・問合せ

〒677-8511 西脇市郷瀬町605番地 西脇市まちづくり課人権室

222-3111 **3**23-8833

⊠jinken@city.nishiwaki.lg.jp

青少年問題協議会

会議では、未来を担う子どもたちの健全な育 成方策を検討・協議します。

◆応募資格

- ①市内在住、在勤または在学する20歳以上の方
- ③本市の他の審議会などの委員でない方
- ②平日開催の2時間程度の会議に出席できる方
- **◆募集人数** 2人以内
- ◆受付期間 4月12日(月)~5月14日(金)
- ◆申込み・問合せ

〒677-0015 西脇市西脇790番地の15 西脇市教育委員会学校教育課青少年センター **2**22-4000 **2**23-3591

応募に関する共通事項

- ◆任期 委嘱の日から2年間
- ◆報酬額

1 開催につき3,700円 (3時間未満の場合)

◆応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、担当課へ提出 (持参する場合は土・日・祝日を除く)。用紙 は市ホームページからダウンロードできます

◆選考方法

書類選考し、結果は応募者全員に通知します

経営革新·起業等に補助金



受付は予算額に達した時点で終了

象校◆

市内に事業所を置く中小企業者・個人 (新たに事業を開始する場合を含む・市税等の滞 納者、反社会的勢力関係者は除く)

◆事業期間

交付決定日~令和4年3月31日 (交付決定より前に支出した経費は、補助対象外)

受付は

5月14日まで

起業・第二創業促進支援事業

- ◆審査方法 委員による面談 (審査会)
- ◆対象事業・補助金額等 下表のとおり

- 1						
	対象事業	対象経費	補助率	上限額		
	・市内で地域の需要を創造する起業・第二創業を行うもの	・事業所改修費 ・機械および装置導 入費 ・備品購入費 ・広告宣伝費 ・事業所賃借料	1/2	100万円		

※西脇市内に移住し、新たに事業を始める方には、 上限額に加算があります。

詳しくは、商工観光課へお問い合わせくださ い。また、市ホームページにはより詳しい内容 を掲載しています。

「新しい生活様式」に対応したビジネスにも

市では、経営革新や起業・第二創業に挑戦する事業者を支 援するための補助制度を設け、事業に必要な経費の助成等を 行っています。

令和3年度の申請は、4月から受け付けます。

◆申込み・問合せ

商工観光課(市役所内線 281)

◆申請方法

申請用紙に必要事項を記入し、上記へ提出。用紙 は市ホームページからダウンロードできます

◆その他

- ・国や県などから、他の補助金を受けている事業は 対象外です
- ・事業を実施する前に、市へ申請が必要です

受付は

6月30日まで

申請受付後、随時交付決定

ものづくり・あきない経営革新支援事業

- ◆審査方法 書類選考
- ◆対象事業・補助金額等 下表のとおり



対象事業	対象経費	補助率	上限額
新設備・新生産方法の導入	・生産性向上、非対 面型ビジネスモデ ルに資する機械・ 設備 ・ITツール、ソフ トウエアの購入費 など	1/2 (下限は 50万円)	100万円
販路開拓・拡大 (展示会等の出展・ クラウドファンデ ィングの実施)	・展示会小間料 (オンライン開催を含む)・商品紹介動画等の 出展に係る制作費・クラウドファンディング利用手数料など	1/2	50万円
支援アドバイザー の派遣	事業に関する相談ア ドバイザーの派遣経 費	全額 (無料派 遣)	_

広報にしわき 令和3年4月号

